

## 申請書類一覧【法第34条14号(5)「自己用住宅の敷地拡張」】

令和3年4月1日 鹿沼市 都市建設部 都市計画課 開発指導係

申請条項			No.	書類の名称	様式	説明
29	43	42				
○	—	—	1	許可申請書	A01	開発行為許可申請書
○	—	—	2	関する工事関係書類	—	関する工事一覧表（施工箇所の地番、施工面積、工事種別等）、 施工図面、有地番登記事項証明書、施行同意、印鑑証明
○	—	—	3	権利者一覧表（※）	A13	（※）申請土地が二筆以上の場合 既存建築物がある場合は、当該建築物の権利者一覧表も添付
○	—	—	4	権利者の同意書 （申請時以前3ヶ月以内の印鑑 証明書添付）	A12	所有権、抵当権等、開発行為（開発行為に関する工事も含む）の 妨げとなる権利を有する者の同意書 既存建築物がある場合は、当該建築物についても添付
○	—	—	5	土地（建物）登記事項証明書	—	申請時以前3ヶ月以内のもの（原本） 既存建築物がある場合は、建物登記事項証明書も添付
○	—	—	6	委任状（※）	—	申請地の地番、代理人の連絡先等を記載 （※）手続きを代理人に委任する場合
○	—	—	7	住民票	—	申請者及び居住予定者全員分（本籍、続柄入り）（申請時以前3 ヶ月以内の原本）
○	—	—	8	自己用住宅が適法な住宅である ことを証する書面（※）	—	（※）適法性の確認方法については、別紙「市街化調整区域にお ける既存建築物の適法性確認について」を参照してください。
○	—	—	9	自己用住宅の登記事項証明書	—	申請時以前3ヶ月以内の原本（未登記の場合、固定資産評価証明 書又は名寄帳添付）
○	—	—	10	公共施設の管理者等一覧表	A06	開発行為に関係する公共施設に係るもの
○	—	—	11	付替えに係る公共施設の新旧一覧表	A07	開発行為により付替える公共施設に係るもの
○	—	—	12	公共施設の管理に関する協議書	—	新たに設置される公共施設の帰属・管理及び従前の公共施設の帰 属について作成
○	—	—	13	道路法等の許可書の写し（※）	—	（※）乗入口設置、側溝や水路への放流管設置等がある場合（占 用許可、施工承認）
○	—	—	14	水利組合等の放流同意書	—	排水を水路等へ放流する場合
○	—	—	15	住宅を必要とする理由書	A15	敷地拡張を必要とする理由を記載 ※必要であれば、住宅所有者又は管理者の記名、住宅所有者又は 管理者が確認できる書類、管理受託を証する書面添付
○	—	—	16	既存公共施設に関する同意書	—	官民境界協定書の写し、開発行為に関係する公共施設の管理者の 同意書 等
○	—	—	17	位置図（1/50000以上）	—	記載事項：開発区域の位置、方位、縮尺、市街化区域と市街化調 整区域との境界等
○	—	—	18	開発区域図（1/2500以上）	—	記載事項：開発区域、方位、縮尺等
○	—	—	19	現況図（1/2500以上）	—	記載事項：開発区域及び現況、方位、縮尺、建築物及び工作物、 道路等
○	—	—	20	公図写し	—	申請時以前3ヶ月以内のもの 記載事項：開発区域、転写年月日、転写者の氏名・印（関する工 事がある場合はその箇所）

申請条項			No.	書類の名称	様式	説明
29	43	42				
○	-	-	21	土地利用計画図 (1/1000 以上)	-	記載事項：開発区域、従前地と拡張する土地の別、方位、縮尺、開発区域内及び境界の工作物、建築物の配置、道路（種別・名称・幅員等）、切盛土、排水施設、浄化槽人槽、排水管の管種・管径、放流先、区域外で行う工事（「開する工事」）等  □ 拡張する土地は、従前の土地の隣接地であり、かつ、道路、水路等の地形・地物で分断されていないこと。 □ 敷地の形状が概ね整形である等、合理的な土地利用を図る上で支障がないものであること。 □ 開発区域の境界には、原則として、植栽又は地先ブロック等の工作物を設置すること。 □ 排水施設（浄化槽、雨水柵等）が適切に設置されていること。
○	-	-	22	造成計画平面図 (1/1000 以上)	-	※給水計画も含め、兼ねられる図面はまとめて可 ※既存の建築物や工作物、排水施設等についても記載すること
○	-	-	23	排水施設計画平面図 (1/500 以上)	-	※給水計画も含め、兼ねられる図面はまとめて可 ※既存の建築物や工作物、排水施設等についても記載すること
○	-	-	24	造成計画断面図 (1/200 以上)	-	記載事項：開発区域の境界、切盛土の厚さ、盛土材、地盤、建築物、擁壁等の工作物、道路、土砂条例該当の有無等
○	-	-	25	がけの断面図 (1/50 以上) (※)	-	記載事項：高さ、勾配、地質、構造等 (※) 開発区域内又はその周辺にがけが存する場合
○	-	-	26	擁壁の断面図 (1/50 以上) (※)	-	開発区域内及び境界の工作物の構造図（寸法、勾配、材料、根入れの深さ、水抜き穴の有無等）（新設、既設） (※) 擁壁の高さが 1 m を超える場合は計算書又は大臣認定書添付 (※) 擁壁の根入れは、擁壁の高さの 2 割以上かつ 20 cm 以上
○	-	-	27	排水施設構造図 (1/50 以上)	-	浄化槽の仕様書、放流水の敷地内処理装置の構造図、雨水浸透柵の構造図等（新設、既設）
○	-	-	28	公共施設新旧対照図 (1/1000 以上) (※)	-	実測図によるものを作成 (※) 公共施設の新設・廃止・付替え等がある場合
○	-	-	29	求積図 (1/1000 以上)	-	実測図による三斜法又は座標計算（開発区域、開する工事部分） □ 開発区域の面積は 500 m <sup>2</sup> 以内であること。
○	-	-	30	予定建築物の平面図・立面図	-	方位、縮尺記載、求積表添付 立面図は東西南北方向のもので、最高の高さを記載すること ※建替を伴わない場合、既存自己用住宅の図面を添付すること □ 予定建築物の用途は従前と同一であること □ 予定建築物の高さは原則として 10m 以内であること
※	-	-	31	開発行為又は建築等に関する証明願 (60 条証明)	A30	2 部提出 (※完了届提出時)
○	-	-	32	その他市長が必要と認める書類 (※申請内容に応じて、追加で添付書類や関係部局との協議を求めることがあります)	-	・ L 型擁壁の水抜き穴同意書 (隣接地) ・ 下水道の区域外流入許可書 ・ 浄化槽設置協議 ・ 狭あい協議 等

○申請書類の提出部数は 1 部です。（「開発行為又は建築等に関する証明願」のみ 2 部提出）

○各様式は、鹿沼市のホームページからダウンロードできます。

○申請の受付から許可又は不許可処分までの標準処理日数は、29 条許可申請は 20 日、42 条・43 条許可申請は 15 日です。（ただし、閉庁日及び申請書類の訂正に要する日数を除きます。）